

日本郵政公社の業務等の承継に 関する実施計画について

平成 1 9 年 1 0 月 2 2 日
総 務 省 郵 政 行 政 局

<目 次>

	(ページ)
1 日本郵政公社の民営化に係る経緯.....	1
2 実施計画の認可の法的枠組み.....	2
3 認可申請のあった実施計画の構成.....	3
4 認可にあたっての論点.....	4
① 公社の業務は適切に引き継がれるか	
② 公社の資産・債務は適切に配分されるか.....	5
③ 公社の職員は適切に引き継がれるか.....	6
④ 承継会社の損益見通し.....	7
⑤ 郵便局のネットワーク水準・サービス水準は維持されるか.....	13
5 実施計画に対する郵政民営化委員会の意見の概要.....	14
6 審査結果.....	15

1 日本郵政公社の民営化に係る経緯

平成17年

- 10月14日 郵政民営化関連法成立(同21日公布・一部施行)
- 11月10日 郵政民営化推進本部設置

平成18年

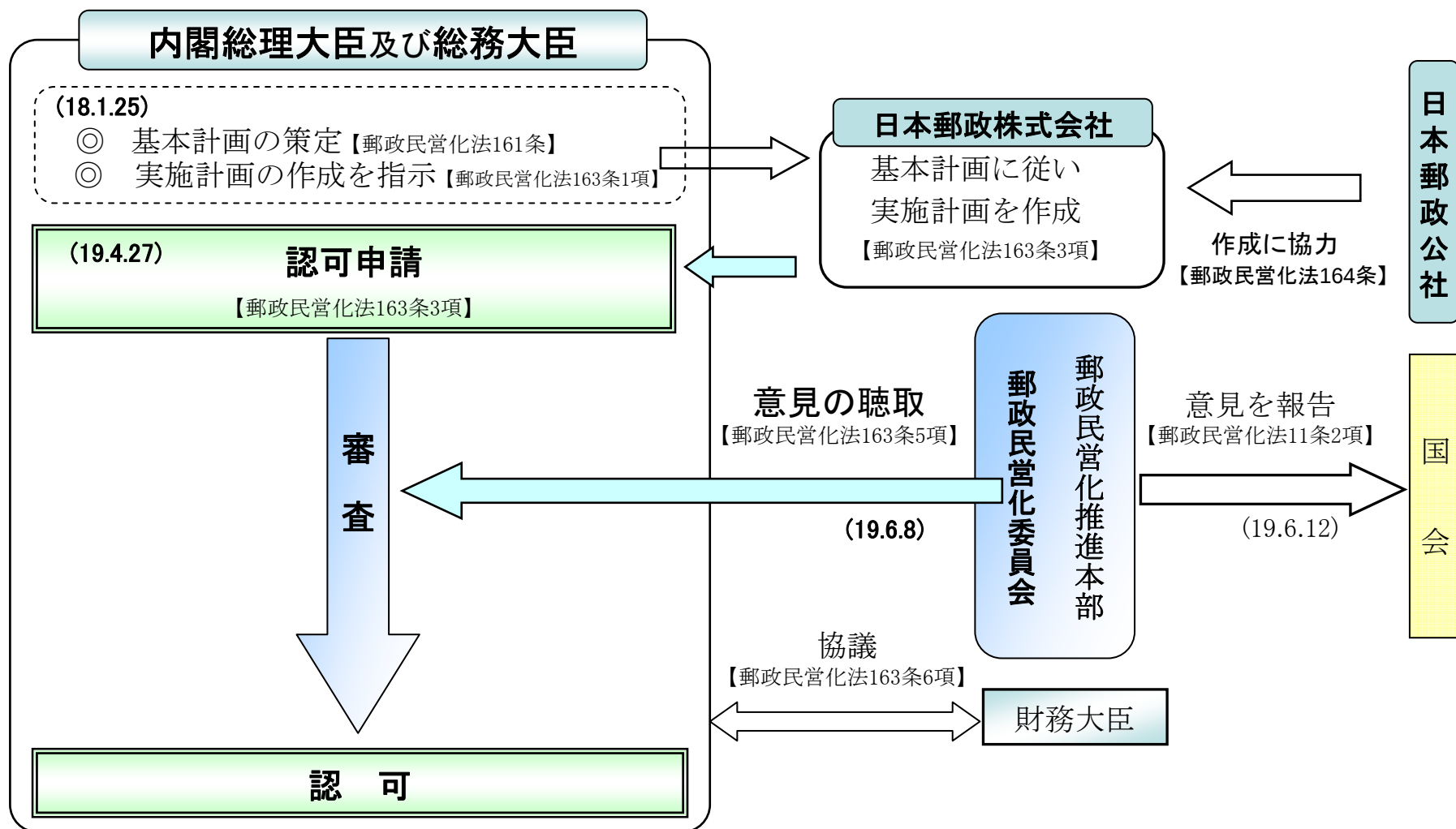
- 1月23日 日本郵政株式会社(準備企画会社)の設立
- 1月25日 日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画の策定
総理大臣及び総務大臣より日本郵政株式会社へ実施計画※の作成の指示
※公社の業務等の承継に関する実施計画(公社のヒト、モノ、カネの切り分けを定める計画)
- 7月31日 実施計画の骨格の提出
- 9月 1日 郵便貯金銀行(準備会社)及び郵便保険会社(準備会社)の設立

平成19年

- 2月23日 (日本郵政株式会社において)情報システムの開発に係る遅延報告が必要ない旨決定
- 4月27日 日本郵政株式会社から実施計画の認可申請
- 6月12日 実施計画に対する民営化委員会意見を郵政民営化推進本部が国会に報告
- 9月10日 総理大臣及び総務大臣による実施計画の認可
- 10月 1日 民営化(公社解散)

2 実施計画の認可の法的枠組み

郵政民営化推進本部において決定した基本計画（承継会社等を引き継がせる業務、資産・債務、職員等に関する基本的な事項を定めたもの）に従い、日本郵政株式会社が実施計画を作成し、内閣総理大臣及び総務大臣が認可



3 認可申請のあった実施計画の構成

承継会社等（日本郵政（株）＋４子会社＋機構）ごとに、以下の〔本文＋添付書面〕で構成

<本 文>

- 1 引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲
(認可・届出がみなされる業務の記載あり)
 - 2 承継させる資産、債務その他の権利及び義務
 - 3 引き継がせる職員
 - 4 適正かつ円滑な承継に関する事項
 - ① 業務の運営の内容及び見通し(別記)
 - ② 関係法令の適用
(業務のみなし認可・届出等)
 - ③ 適正かつ円滑な承継を図るために必要な事項
 - ・ 利用者の利便の向上
 - ・ 郵便局の設置
- 等

(別記)

業務の運営の内容及び見通し

- ① 経営理念
- ② コーポレートガバナンス
- ③ 事業環境と課題認識
- ④ 事業戦略
(貯金銀行・保険会社が希望する新規業務 等)
- ⑤ 組織体制
- ⑥ 財務状況と損益見通し

<添付書面>

業務の委託契約書の案
(本文 1 関連)

承継させる資産・債務リスト
(本文 2 関連)

引き継がせる公社職員リスト
(本文 3 関連)

みなし許認可等に係る
申請書相当書面等
(本文 4 関連)

- ・ 持株会社の認可業務の認可申請書相当書面
 - ・ 郵便会社の認可業務の認可申請書相当書面
(同業他社への配慮事項の記載あり)
 - ・ 郵便局会社の届出業務の届出書相当書面
(同業他社への配慮事項の記載あり)
 - ・ 銀行代理業の許可申請書相当書面
- 等

4 認可にあたっての論点

① 公社の業務は適切に引き継がれるか

- 公社の業務は、以下のとおり適切に各承継会社等に引き継がれるものと認められる
- 新規業務については、
 - ①会社の目的を達成するために必要な業務である
 - ②目的内業務の遂行に支障のない範囲内で営む業務である
 - ③同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう特に配慮していることなどから、**適当であると認められる**

日本郵政株式会社

- 4子会社の株式保有
- 4子会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保
- 宿泊施設（旧メルパルク、旧かんぽの宿等）の運営
- 逓信病院の運営
- ☆主として郵便会社・郵便局会社に対して人事・経理業務、福利厚生業務等の支援を行う業務 等

郵便事業株式会社

- 郵便の業務
- 印紙の売りさばき
- 国内貨物運送（旧小包相当業務）
- ANA&JPエクスプレスを通じた貨物運送
- ☆ロジスティクス業務
- ☆（郵便局会社等からの）カタログ販売の受託 等

郵便局株式会社

- 郵便窓口業務
- 住民票の写しの交付等の地方公共団体からの受託事務
- 郵便貯金銀行から受託する銀行代理業務・郵貯管理業務
- 郵便保険会社から受託する生保代理店業務・簡保管理業務
- ☆生保の受託販売
- ☆損保の受託販売
- ☆カタログ販売
- ☆郵便局を活用した郵便等の関連商品及び文具、雑貨等の販売
- ☆承継会社が承継する不動産を活用して行う不動産業（代理業・仲介業を除く） 等

郵便貯金銀行

- 銀行業（公社の業務の範囲内）
- 機構から委託を受けて行う郵貯管理業務

郵便保険会社

- 生命保険業（公社の業務の範囲内）
- 機構から委託を受けて行う簡保管理業務

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

- 郵貯管理業務
- 簡保管理業務

（注） ☆は、実施計画が認可されると、認可・届出があったものとみなされる新規業務

② 公社の資産・債務は適切に配分されるか

公社の資産・債務については、承継会社等の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、適切に承継先が定められ、また、承継会社等の純資産についても適切に配分されるものと認められる

日本郵政株式会社

【資産】 9兆4,580億円 土地・建物 ○本社 ○宿泊施設 ○共通事務施設 等 その他 ○4子会社株式 (4子会社の純資産の 合計) 等	【負債】 1兆5,190億円 ○退職給付引当金 (共済整理資源含む) 等 【純資産】(注) 7兆9,390億円
--	--

郵便事業株式会社

【資産】 1兆9,420億円 土地・建物 ○集配拠点局 ○郵便専門局 (東京国際局等) ○物流センター 等 その他 ○子会社株式 (JPロジスティクス等) 等	【負債】 1兆7,420億円 ○退職給付引当金 等 【純資産】(注) 2,000億円
---	--

郵便局株式会社

【資産】 3兆3,400億円 土地・建物 ○支社 ○郵便局 (東京中央局・大阪中 央局・名古屋中央局駅 前分室を含む) ○社宅・研修所 等	【負債】 3兆1,400億円 ○退職給付引当金 等 【純資産】(注) 2,000億円
---	--

郵便貯金銀行

【資産】 222兆2,250億円 土地・建物 ○貯金事務センター その他 ○郵貯資金に見合う 運用資産 等	【負債】 214兆5,580億円 ○通常貯金 ○機構からの特別貯金 ○退職給付引当金 等 【純資産】(注) 7兆6,670億円
--	---

郵便保険会社

【資産】 112兆8,550億円 土地・建物 ○簡保事務センター その他 ○簡保資金に見合う 運用資産 等	【負債】 111兆8,550億円 ○保険契約準備金 ○退職給付引当金 等 【純資産】(注) 1兆円
--	--

貯金・保険管理機構

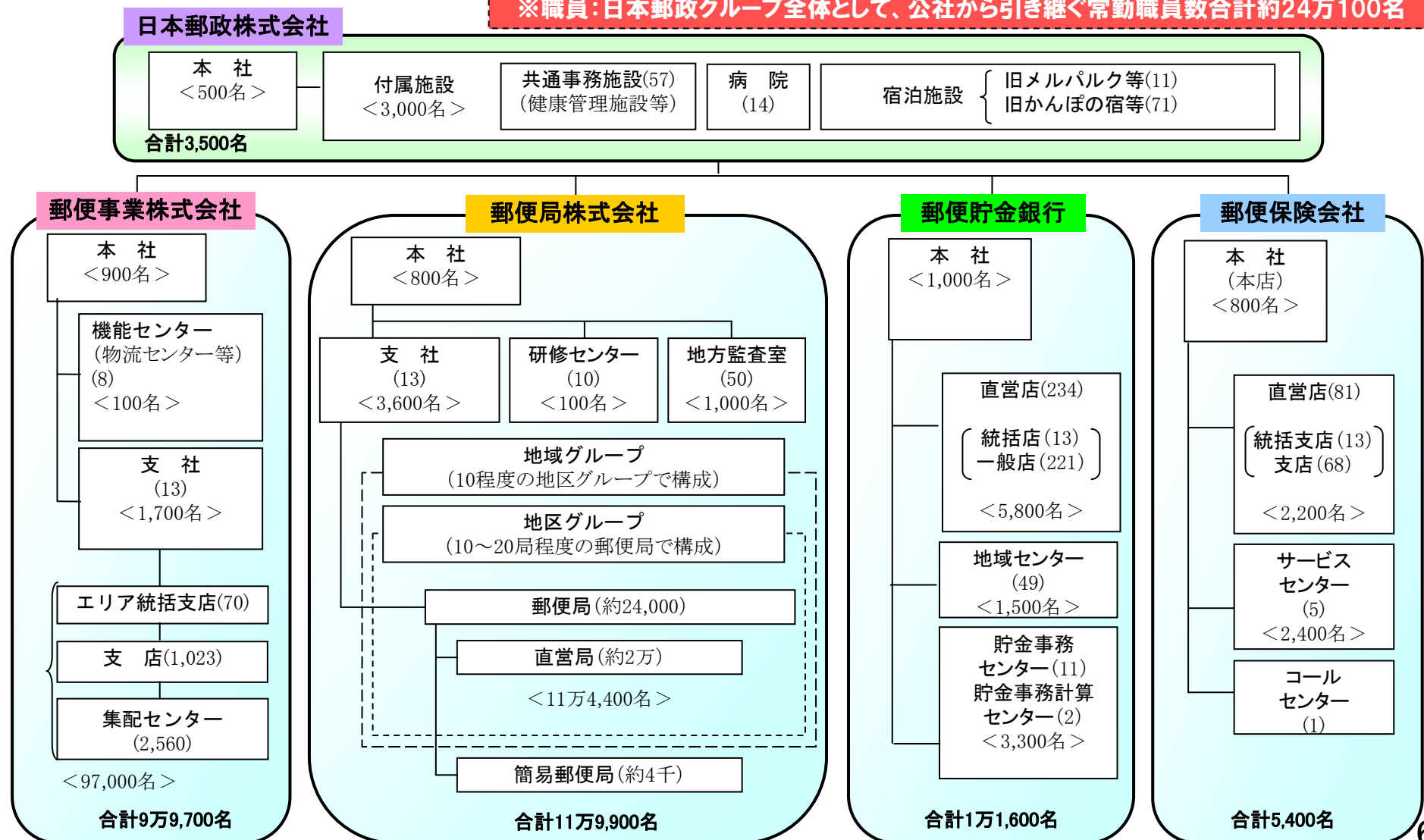
【資産】 ○貯金銀行に対する 特別預金 等	【負債】 ○定額・定期貯金 等 【純資産】(注) 70億円
---------------------------------------	---

(注) 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は民営化前に設立されており、これらの純資産額については、承継前の純資産額が含まれる。
 また、日本郵政株式会社及び郵便貯金銀行の純資産額については、現時点における見込みであって、今後の公社の決算、承継財産の評価等により変動するもの。
 (他の承継会社等の純資産額は確定値)

③ 公社の職員は適切に引き継がれるか

- 承継会社の目的が達成され、その業務が適切に行われるよう、公社の職員が各承継会社に引き継がれるものと認められる
- 実施計画における承継職員のリストは、漏れなく公社解散時の公社職員をカバーするものと認められる

※職員：日本郵政グループ全体として、公社から引き継ぐ常勤職員数合計約24万100名



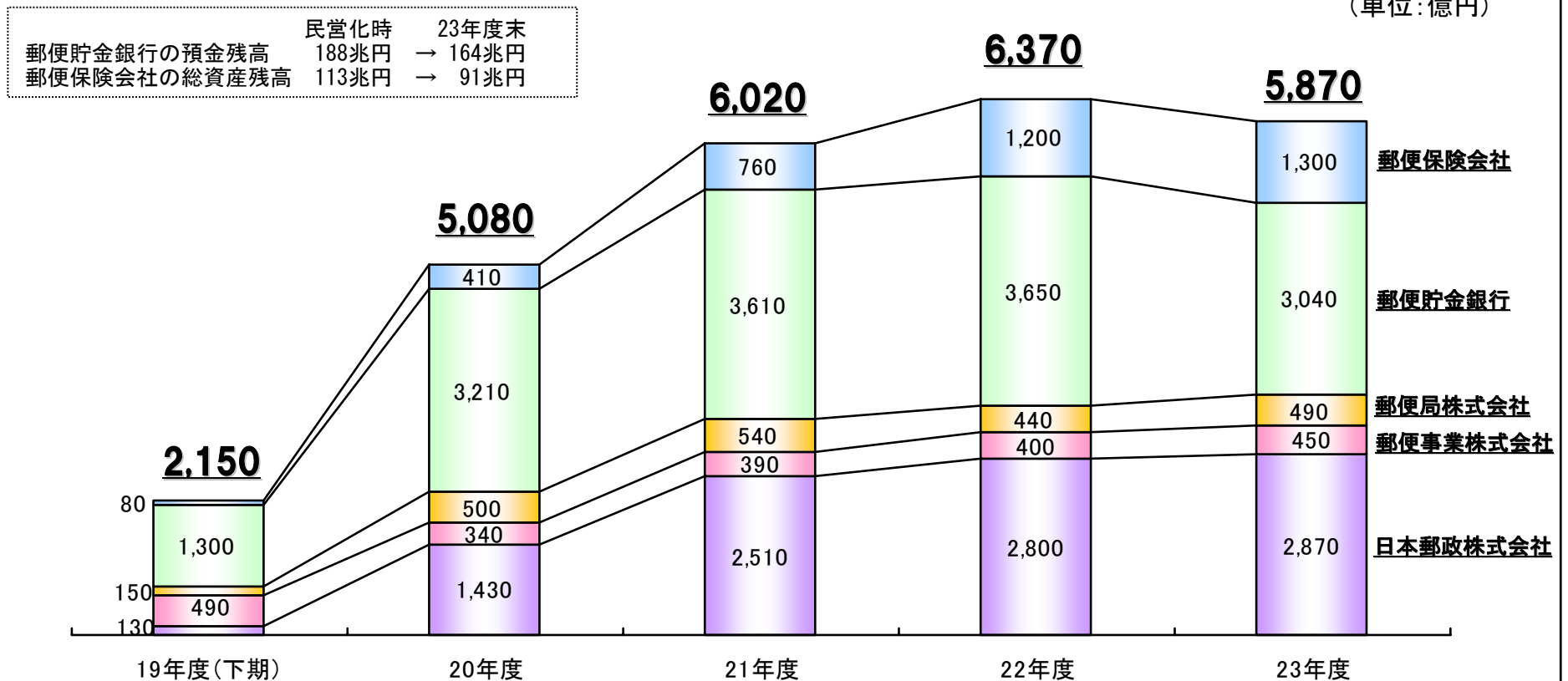
④ 承継会社の損益見通し

平成23年度におけるグループ全体の純利益計は5,870億円を見込む（民営化時の総資産338兆8,300億円）

（参考 平成18年度純利益） トヨタ自動車（連結） 1兆6,440億円（総資産 32兆5,747億円）
 三菱UFJFG（連結） 8,810億円（ " 187兆2,810億円）
 NTT（連結） 4,769億円（ " 18兆3,657億円）

各承継会社の純利益（税引後）見通し

（単位：億円）



※グループ合算数値は、内部取引・配当を相殺している。

i) 日本郵政株式会社

1 概要

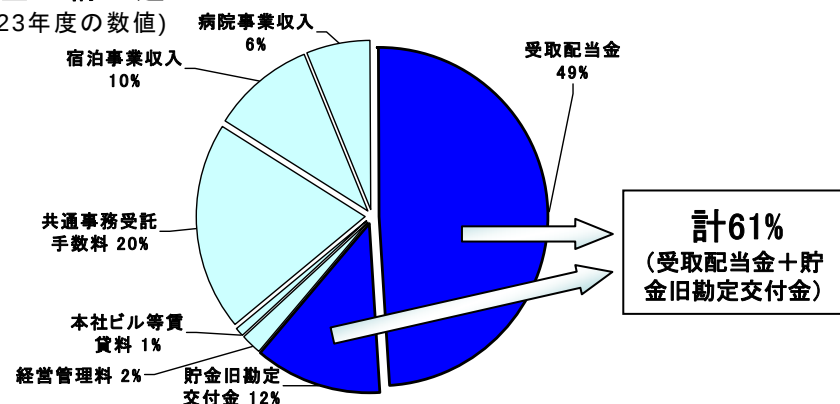
■ 収益構造として、グループ各社からの配当金と貯金旧勘定交付金※が過半数を占める(例;平成23年度は収益の61%)

※ 旧勘定に係る預金保険料相当額をゆうちょ銀行から日本郵政(株)に交付することとされている

2 収益構造及び損益見通し

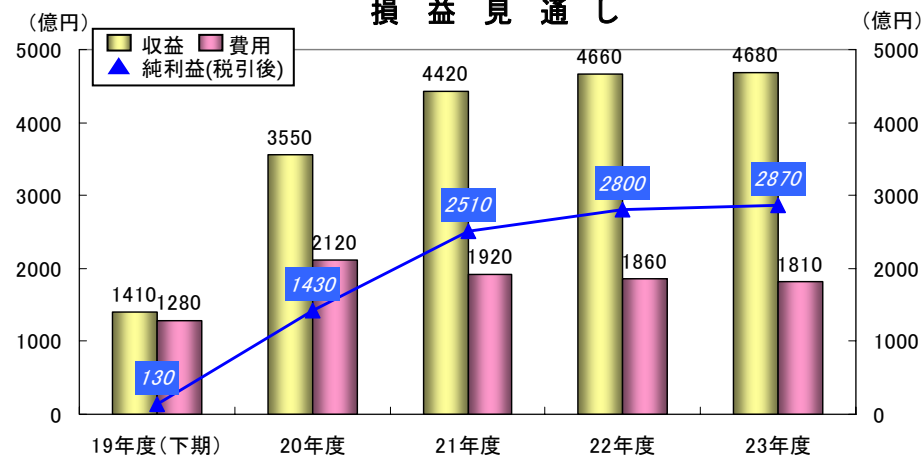
収益構造

(平成23年度の数値)



計61%
(受取配当金+貯金旧勘定交付金)

損益見通し



3 見通しの前提

【主な前提条件】

■グループ各社の配当性向

4割(各社共通) ※前年度税引後利益から配当される

■金融2社の株式売却益

見込まず(売却価格が未確定のため)

ii) 郵便事業株式会社

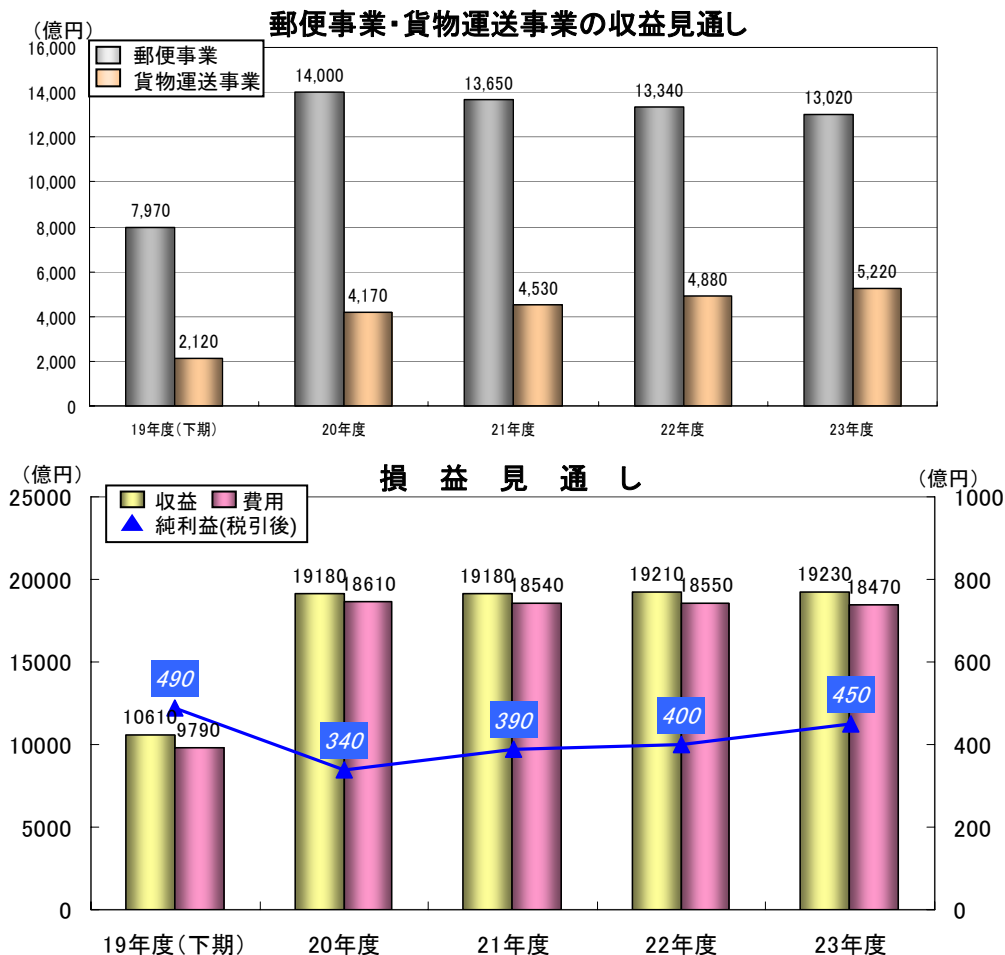
1 概要

■ 郵便(手紙、はがき)は物数、収益ともに減少傾向

■ 貨物運送事業(ゆうパック、ゆうメール)は物数、収益ともに増加傾向

(平成20年度から平成23年度までの収益の増減) ・ 郵便 : ▲ 980億円 ・ 貨物 : 1,050億円

2 郵便事業・貨物運送事業の収益見通し及び損益見通し



3 見通しの前提

【主な前提条件】

■ 物数

郵便 過去5年間の平均伸び率が民営化後も続くと仮定(年平均▲3.0%)

貨物(ゆうパック) ゆうパック・宅配便市場が毎年3%拡大し、ゆうパックのシェアが毎年0.34%伸びると仮定(年平均+6.9%)

貨物(ゆうメール) 通常郵便物と冊子小包の合計数の過去5年間の平均伸び率が民営化後も続くと仮定(年平均+9.7%)

■ 料金 現行料金を維持(5年間一定)

■ 効率化施策 アウトソーシング、IT化等

■ 新商品・サービス 見込まず

iii) 郵便局株式会社

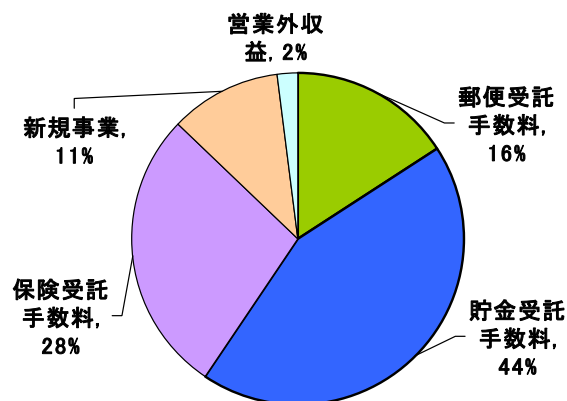
1 概 要

- 毎年、500億円程度の純利益を見込む
- 収益構造として、グループ各社からの受託手数料が収益全体の約9割と大きな割合を占める。特に、金融2社に収益全体の約7割を依存

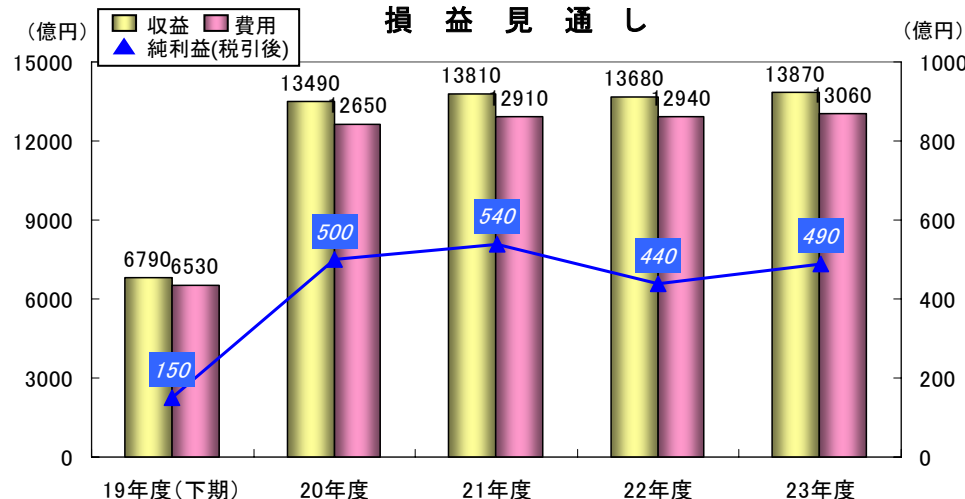
2 収益構造及び損益見通し

収 益 構 造
(平成23年度の数値)

収益全体 1兆3,870億円
うち、受託手数料
1兆2,050億円



損 益 見 通 し



3 見通しの前提

【主な前提条件】

■ 受託手数料

郵便事業会社 原則従量制※(販売金額等に一定の料率等を乗じて算出)

※郵便のユニバーサルサービス維持のため、定額料金での手数料あり

郵便貯金銀行 従量制(貯金残高(郵便局会社獲得分)等に一定の料率等を乗じて算出)

郵便保険会社 従量制(保険料額等に一定の料率を乗じて算出)

■ 新規事業 類似業種の収益等を参考に設定

■ 効率化施策 人件費及び物件費は削減見込み

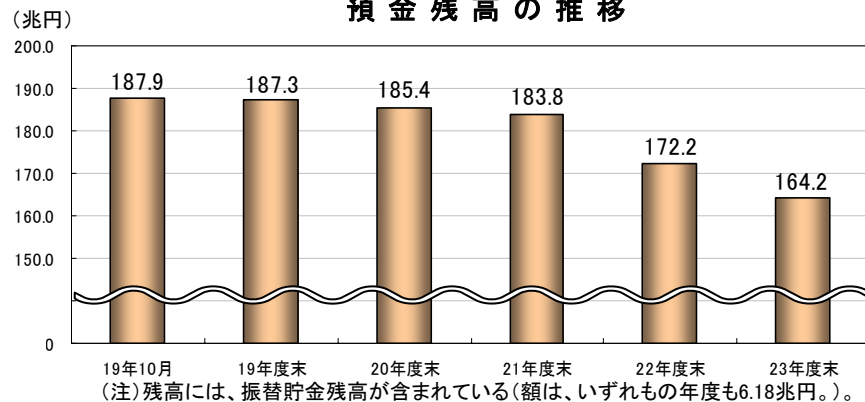
iv) 郵便貯金銀行

1 概要

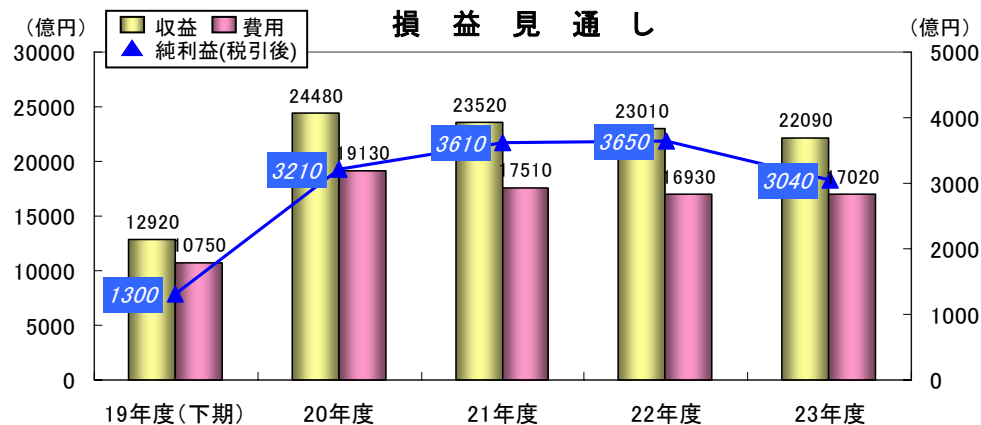
- 預金残高は緩やかな減少傾向を見込む(平成20年度末:185兆円→平成23年度末:164兆円)
- 金利が一定と仮定した場合は、平成23年度の当期純利益は3,040億円を見込む

2 預金残高及び損益見通し

預金残高の推移



損益見通し



(注) 金利が5年間で4%まで上昇したと仮定した場合の純利益(税引後)

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1280億円	2480億円	1970億円	1480億円	780億円

3 見通しの前提

【主な前提条件】

■金利

平成18年12月末の市場金利(国債金利2年0.805%、10年1.675%等)が民営化以後も一定

※ 長期金利が平成23年末までの5年間で4%まで上昇すると想定した場合についても見通しを作成

■運用資産構成

平成18年12月末の資産構成を維持

■新商品・サービス

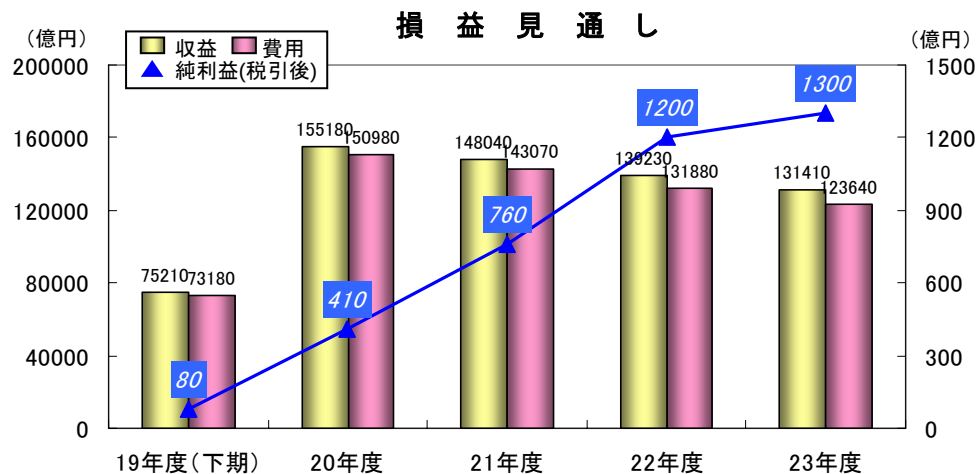
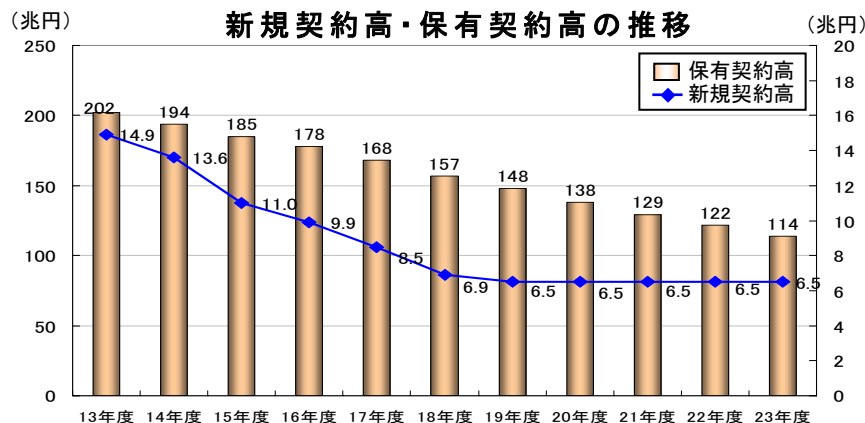
見込まず(別途認可が必要であるため)

v) 郵便保険会社

1 概要

- 新規契約高(保険金額)は、公社時から逓減傾向
- 保有契約高(保険金額)は、満期による減少を補う新規契約の獲得ができないため、逓減傾向
- 平成20～23年度は、収益の減少幅に比べ費用の減少幅が大きいため、純利益は増加を見込む

2 新規契約高等及び損益見通し



3 見通しの前提

【主な前提条件】

■ 新契約見込額

保険・年金保険とも、日本郵政公社における平成18年度の実績見込みとほぼ同様に推移すると設定

■ 運用環境(金利・為替・株価)

平成18年12月末時点で5年間一定

■ 新商品・サービス

見込まず(別途認可が必要であるため)

⑤ 郵便局のネットワーク水準・サービス水準は維持されるか

1 ネットワーク水準の維持

(1) 郵便局の設置基準

- ①あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置
(郵便局株式会社法第5条)
- ②さらに、過疎地については、民営化の際、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持 (郵便局株式会社法施行規則)

(2) 参議院附帯決議

- ①郵便局ネットワークが維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること
- ②簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方の下で万全の対応をすること

実施計画への記載

- ① 郵便局ネットワークの水準の確保については、法令の規定に適合するよう郵便局を設置する旨を記載
- ② この場合の郵便局には、簡易郵便局が含まれる旨を記載
- ③ さらに、一時閉鎖局への対応について、早期再開に向けた取組を行う旨を記載

(以上、郵便局株式会社の4.(6)②「郵便局の設置」より)

2 サービス水準の維持（ユニバーサルサービスの確保）

法律による義務付け

「この法律は郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。」（郵便法第1条）

社会・地域貢献基金の設置 (原資：日本郵政株式会社の利益(配当、売却益等))

- ①点字郵便物、心身障害者団体発行の定期刊行物等のサービスの維持のため、当該サービスの水準の維持が困難と認められる場合、日本郵政株式会社が郵便事業株式会社に資金交付 (交付計画の認可要)
- ②貯金・保険サービスの維持のため、当該サービスの実施が困難、かつ、他社による実施も困難である場合、日本郵政株式会社が郵便局株式会社に資金交付 (交付計画の認可要)
(日本郵政株式会社法第4条、第6条及び第13条)

長期安定的な代理店契約

郵便貯金銀行・郵便保険会社の免許条件として、移行期中、郵便局会社に対する継続的な業務委託を義務づけ
(郵政民営化法第98条及び第130条、業務等の承継に関する基本計画)

実施計画への記載

- ① 公社の業務その他の機能については、いずれかの承継会社等に引き継がせることとしている
- ② 窓口機能を分離して郵便局株式会社に引き継がせるため、三事業会社から郵便局株式会社 (さらには郵便局株式会社から簡易郵便局) への業務委託契約を締結し、郵便局窓口におけるサービス提供を維持することとしている
- ③ 特に、郵便局株式会社と郵便貯金銀行・郵便保険会社との間の銀行代理店契約・保険代理店契約については、長期・全国一括の代理店契約としている
契約期間は10年間とし、10年経過後は、期間の定めのない契約に移行 (原則として10年間は解除することができない)

(以上、添付された契約書の案より)

5 実施計画に対する郵政民営化委員会の意見(H19. 6. 8)の概要

実施計画は、基本計画、実施計画の作成に関する命令、附帯決議の尊重等の政府の方針に適合しているものと認められる

《実施計画の認可とその後の承継会社等の監督に当たっての留意事項》

■ 郵便事業株式会社の新規業務

新規業務の認可について、事業間の不適正な利益移転が生じないよう、法令に従って、郵便の業務とそれ以外の業務の区分ごとの収支状況の公表を確保する必要がある。

■ 適正な会計処理

承継される資産、債務等の評価について、承継前後で一貫性のある厳正な会計処理とディスクロージャーを確保する必要がある。

■ 旧契約者の保護

民営化後において、旧契約の適正な管理及び旧契約者の権利・利便の確保等について、機構と承継会社が各々の責任を的確に果たすよう促す必要がある。

■ 金融二社の銀行法・保険業法の基準充足及び自己資本の充実等

民営化後において、他の金融機関と同等に厳格な検査監督を行うとともに、財務の健全性や法令等遵守に配慮した質の高い経営管理を促す必要がある。

■ 職員の帰属先の決定

承継時において、職員の帰属先の決定が円滑に行われ、民営化後のアフターフォローの態勢が存在することを確認する必要がある。

■ 郵便局ネットワークの水準及び郵便・貯金・保険のサービス水準の維持

- ・承継時において、これらの水準の維持に関し、長期・全国一括の代理店契約の締結や法令に適合した郵便局の設置の要件充足を確認すること等が必要である。
- ・民営化後において、創意工夫に基づく国民の利便の向上を通じ収益増強を図ることを促す必要がある。

■ 承継会社の自立的経営

民営化後において、アームズ・レングス・ルールや移転価格に関する法令遵守等により、自立的経営を促す必要がある。

■ 経営の合理化

- ・承継時において、金利リスク、オペレーショナル・リスク等のリスク管理態勢が整備されているかを確認する必要がある。
- ・民営化後において、経営の合理化に向けた業務改善や民間企業にふさわしい統制環境の確立を促す必要がある。

《郵政民営化委員会における今後の調査審議の進め方》

■ フォローアップ

三年ごとの総合的な見直しに向けて、以上の留意事項等を踏まえ、半期ごとに、民営化の進捗状況や承継会社の経営状況のフォローアップを行う。

6 審査結果

認可にあたっての基本的な考え方～以下の法令等の内容に適合しているか

- ① 郵政民営化法(平成17年法律第97号)
- ② 日本郵政株式会社法(平成17年法律第98号)
- ③ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)
- ④ 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成19年政令第235号)
- ⑤ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令
(平成18年内閣府・総務省令第3号)
- ⑥ 日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画(平成18年1月25日内閣総理大臣及び総務大臣の定め)
- ⑦ 日本郵政公社の業務等の承継に係る実施計画に関する命令(平成18年内閣府・総務省令第1号)

(関係法令等に加えて、)
国会での議論、参議院での附帯決議※も踏まえ、審査

※平成17年10月参議院郵政民営化に関する特別委員会

上記審査項目に照らし、実施計画は関係法令等に適合しており、また、具体的な課題に適切に対応しているものと認められることから、9月10日認可

- 各承継会社において、国民の利便に支障が生じないように配慮しつつ、自立的経営、経営の合理化に取り組むことが必要
- 総務省としても、各承継会社の経営の健全性と公正かつ自由な競争が確保されるよう、各承継会社に対し適切な監督を行っていく